

全国社会教育職員養成研究連絡協議会 規約

第1章 総則

第1条（名称及び略称） 本会は、全国社会教育職員養成研究連絡協議会と称し、その略称を社養協という。

第2条（目的） 本会は、社会教育職員の社会的責務とその重要性にかんがみ、全国における社会教育職員養成に関する情報交換、連絡協議並びに研究活動を推進することによって、社会教育及び社会教育職員の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 社会教育職員養成の実態調査及び情報交換・連絡協議
- (2) 社会職員養成にかかわる実践的・理論的研究
- (3) 社会教育職員養成機関における教育課程の検討
- (4) 社会教育職員としての専門性の研究
- (5) 上記との関連で、社会教育関係諸機関・団体との連絡協議
- (6) その他必要な活動

第2章 会員

第4条（会員） 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 会員（機関） 大学等社会教育主事養成機関を対象とする。なお会員（機関）の登録人員は10名までとする。
- 2 会員（個人） この規約に賛同する個人とする。

第5条（入会） 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

第6条（経費等の負担） 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。経費は以下のとおりとする。

- 1 会員（機関） 年額 30,000円とする。
- 2 会員（個人） 年額 2,000円とする。

第7条（会員の資格喪失） 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 3年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

第8条（退会） 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を代表理事に提出しなければならない。

第9条（除名） 会員が本会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は会員の義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議により、その会員を除名することができる。

第10条（会員名簿） 本会は会員の名簿を調製する。

第3章 役員

第11条（役員） 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 会員（機関）は、その機関を代表する者が理事となる。

会員（個人）の場合は、全会員（個人）の中から選挙で選出され、かつ本人の承諾を得た者の中から理事に選任される。なお、会員（個人）の定数は、当分の間15名とする。

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事、2名を副代表理事、1名を事務局長とする。また、理事のうち、自宅ないし所属の所在が首都圏にある者が原則として常任理事となる。

第12条（役員を選任）代表理事、副代表理事は、理事の互選を経て、総会の承認を受ける。

2 事務局長及び監事は、代表理事が指名する。

第13条（理事の職務及び権限）理事は理事会を構成し、下記の各号の職務を執行する。

- (1) 代表理事、副代表理事の選任に関する事。
- (2) 総会提出議案の審議に関する事。
- (3) その他、本会の運営に関する事。

第14条（常任理事の職務及び権限）常任理事は常任理事会を構成し、下記の各号の職務を執行する。

- (1) 本会の研究活動の推進に関する事。
- (2) 本会の紀要を編集・発行する事。
- (3) 本会の活動成果を会員等に周知する事。
- (4) 本会の組織及び運営に関する事。
- (5) その他必要な事項

第 15 条（監事の職務及び権限） 監事は、理事の業務の執行を監査し、監査報告書を作成し、総会で報告する。

2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 16 条（役員任期） 役員任期は2年度とする。但し、再任を妨げない。

第 17 条（役員解任） 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する決議は、全会員の過半数をもって行わなければならない。

第 4 章 会議

第 18 条（理事会及び常任理事会の招集） 理事会及び常任理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集する。

第 19 条（理事会及び常任理事会における決議） 理事会及び常任理事会の決議は、議決に関わることができる理事（理事会においては理事、常任理事会においては常任理事を指す。）の過半数をもって行う。

第 20 条（理事会及び常任理事会の議事録） 理事会及び常任理事会の議事録を作成する。

第 21 条（総会） 総会は、会員をもって構成する。

第 22 条（総会の権限） 総会は、下記の事項について決議する。

- (1) 年間事業計画に関すること。
- (2) 予算案に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) 会員の除名に関すること。
- (5) その他、総会で決議するものとして、この規約に定める事項

第 23 条（総会の招集） 総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第 24 条（臨時総会） 臨時総会は、理事会を構成するメンバーの要請若しくは、全会員の過半数の要請に応じ、開催する。

第5章 事業及び会計

第25条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第26条(事業計画及び収支予算) 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務局に5年間据え置き、会員の閲覧に供するものとする。

第27条(事業報告及び決算) 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事及び事務局長が事業報告及び決算に関する資料を作成し、理事会の承認を経て、総会に提出し、承認を受けなければならない。

第6章 規約の改正、解散

第28条(規約の改正) この規約は、総会における出席会員の過半数の決議によって改正することができる。

第29条(解散) 本会は、総会において、全会員の3分の2以上にあたる多数の議決によって解散する。但し、本会を解散することを議決することを目的に開催される総会を欠席する会員は、議決権を総会に出席する会員を指名し、委任することができる。

(附則)

この規約は、2021年5月15日から施行する。